

修正前 (H31.3.25 修正版)

別表-4 原子力防災管理者の代行順位

代行順位*1	副原子力防災管理者
1	副所長 (第一代理*2)
2	副所長 (第二代理*2)
3	副所長 (第三代理*2)
4	副所長 (第四代理*2)
5	副所長 (第五代理*2)
6	部長 (第六代理*2)
7	計画管理室長
8	保安管理部長*3
9	放射線管理部長*3
10	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*3
11	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*3
12	環境技術開発センター 副センター長*3

*1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

*2 サイクル研究所が別に定める「諸規程に基づく所長の代理者」の順位をいう。
なお、副所長が部長若しくはセンター長となる場合がある。

*3 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。

修正後

別表-4 原子力防災管理者の代行順位

代行順位*1	副原子力防災管理者*2
1	副所長 (第一代理) *3
2	副所長 (第二代理) *3
3	副所長 (第三代理) *3
4	副所長 (第四代理) *3
5	センター長 (第五代理) *3
6	副所長 (第六代理) *3
7	再処理廃止措置技術開発センター長*3
8	プルトニウム燃料技術開発センター長*3
9	環境技術開発センター長*3
10	保安管理部長*3
11	放射線管理部長
12	計画管理室長
13	保安管理部長*4
14	放射線管理部長*4
15	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*4
16	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*4
17	環境技術開発センター 副センター長*4

*1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。

*2 組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。

*3 サイクル研究所が別に定める「所長の代理者」の順位に従う。
なお、代行者の職位のうち副所長については、センター長に変更する場合がある。

*4 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。

理由

「所長の代理者」の変更に伴う代行順位を見直し

代行順位の見直しに伴う注釈の修正

修正前 (H31.3.25 修正版)

別表-4 原子力防災管理者の代行順位

代行順位*1	副原子力防災管理者
1	副所長 (第一代理*2)
2	副所長 (第二代理*2)
3	副所長 (第三代理*2)
4	副所長 (第四代理*2)
5	副所長 (第五代理*2)
6	部長 (第六代理*2)
7	計画管理室長
8	保安管理部次長*3
9	放射線管理部次長*3
10	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*3
11	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*3
12	環境技術開発センター 副センター長*3

- *1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。
- *2 サイクル研究所が別に定める「諸規程に基づく所長の代理者」の順位をいう。
なお、副所長が部長若しくはセンター長となる場合がある。
- *3 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。

修正後

別表-4 原子力防災管理者の代行順位

代行順位*1	副原子力防災管理者*2
1	副所長 (第一代理)*3
2	副所長 (第二代理)*3
3	副所長 (第三代理)*3
4	副所長 (第四代理)*3
5	副所長 (第五代理)*3
6	副所長 (第六代理)*3
7	再処理廃止措置技術開発センター長*3
8	プルトニウム燃料技術開発センター長*3
9	環境技術開発センター長*3
10	保安管理部長*3
11	放射線管理部長
12	計画管理室長
13	保安管理部次長*4
14	放射線管理部次長*4
15	再処理廃止措置技術開発センター 副センター長*4
16	プルトニウム燃料技術開発センター 副センター長*4
17	環境技術開発センター 副センター長*4

- *1 原子力防災管理者が不在のときの代行順位を示す。
- *2 組織改正等により職位が廃止となる場合は、当該職位を除外し、代行順位を繰り上げるものとする。
- *3 サイクル研究所が別に定める「所長の代理者」の順位に従う。
なお、代行者の職位のうち副所長については、センター長に変更する場合がある。
- *4 複数いる場合は、部又はセンターが別に定める保安規定に基づく部長又はセンター長の第1代理者をいう。

理由

「所長の代理者」の変更に伴う代行順位を見直し

代行順位の見直しに伴う注釈の修正